

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和7年3月28日

届出年月日：令和7年3月21日

店 舗 名：アルペン佐伯店

設 置 者：大和リース株式会社

縦 覧 期 間：令和7年3月28日～

令和7年7月28日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

届出の概要：別紙のとおり

様式第2（規則第6条関係）



変更届出書

令和7年3月21日

大分県知事 様

大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：アルペン佐伯店

所在地：大分県佐伯市鶴岡西町一丁目166番 ほか6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者

【変更前】代表取締役 森田俊作

【変更後】代表取締役 北 哲弥

(2) 大規模小売店舗の名称

【変更前】（仮称）AP大分佐伯店

【変更後】アルペン佐伯店

3 変更の年月日

(1) 令和3年4月1日

(2) 令和7年3月13日

4 変更する理由

(1) 代表者変更のため

(2) 店舗名称が正式決定していたため